

目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について

資料 平成23年度実施施策に係る事前分析表（基本目標）

資料 平成23年度実施施策に係る事前分析表（業績目標）

資料 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（基本目標）

資料 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

資料 政策評価の目標（基本目標・業績目標）と行政事業レビューの項目の整理表

資料 行政事業レビューの項目と政策評価の基本目標との対応表

平成23年度実施施策に係る事前分析表(基本目標)

(警察庁23-2)

資料

基本目標	犯罪捜査的的確な推進		担当部局名	刑事局				
施策の概要	上記の基本目標を達成するため、下記の6つの業績目標を設定した。							
業績目標	業績目標の説明			政策所管課				
1 重要犯罪に係る捜査の強化	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪(注)の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強わいせつ			捜査第一課 刑事企画課 犯罪鑑識官				
2 重要窃盗犯に係る捜査の強化	重要窃盗犯(注)については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり			捜査第一課 刑事企画課 犯罪鑑識官				
3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。			捜査第二課				
4 振り込み詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	振り込み詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 (注)いわゆるオレオレ詐欺(電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、架空請求詐欺(郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、融資保証金詐欺(実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺)及び還付金等詐欺(税金還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機(ATM)を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺)			捜査第二課 生活安全企画課				
5 科学技術を活用した捜査の更なる推進	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。			犯罪鑑識官 情報技術解析課				
6 被疑者取調べの適正化の更なる推進	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。			刑事企画課 総務課				
関連する行政事業レビューの項目	予算額(執行額)		23年度当初予算額(百万円)	関連する業績目標	項目の概要	施策の達成すべき目標への寄与の内容		
	21年度(百万円)	22年度(百万円)						
項目名	シート番号							
刑事警察	(1) 犯罪捜査の在り方に関する調査研究	13	-	27 (11)	21	1~6	新たな捜査手法、取調べの可視化の在り方等を含む我が国の捜査の在り方を検討するため、我が国で一般に行われていない捜査手法を導入している国や、取調べの可視化を導入している国等における司法取引などの捜査手法に係る法制度・運用状況、捜査における取調べの役割、それらを前提とした警察当局による犯罪捜査・検察当局による公判維持の在り方などを含む刑事司法制度はもとより、制度の社会的背景を正しく理解し、比較・研究を行うことにより、我が国の刑事司法制度等との相違点を的確に把握する。	犯罪捜査の在り方を調査研究することにより、新たな捜査手法の導入につながるなど、「犯罪捜査的的確な推進」に寄与することになる。
	(2) 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究	14	-	13 (3)	-	1~6	有識者との研究会を開催するとともに、海外6か国の死因究明制度について実地での調査・研究を行い、法医学解剖制度の創設、法医学研究所の設置、薬毒物検査の拡充、法医学的検査の導入、専門検案医制度(仮称)の創設等による検案の高度化、身元不明死体のデータベース構築等による身元確認の高度化、検視の拡充等による検視・死体見分の高度化等を内容とする最終取りまとめを行う。	死因究明制度の在り方に関する調査研究することにより、犯罪死の見逃しを防止することにつながり、「犯罪捜査的的確な推進」に寄与することになる。
	(3) 参議院議員通常選挙違反取締り	15	-	194 (94)	-	1~6	平成22年6月、警察庁に「第22回参議院議員通常選挙違反取締対策室」、各都道府県警察本部に「第22回参議院議員通常選挙違反取締本部」を設置し、不偏不党、厳正公平な選挙違反取締りを実施した。	不偏不党、厳正公平な選挙違反取締りを実施することにより、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」に寄与することになる。

(4) 指名手配被疑者ポスターの作成等	17	539 (313)	31 (20)	23	1～6	重要指名手配被疑者等に関するポスターや振り込み詐欺情報提供依頼ポスター等、広く国民への情報提供を呼びかけるためのポスターや、警察官の捜査実務能力の向上を図るための捜査書類作成検定用DVDや知能犯捜査ハンドブックを始めとした各種執務資料を作成する。 また、犯罪罪の見逃し防止に資するため、管区警察局単位での検視官等会議の開催や全国規模での検視官等会議を開催し検視実例等に基づく検討等を実施する。さらに、管区警察局内府県合同による身代金目的誘拐事件捜査訓練を実施し、組織的な対応力の強化を図る。	指名手配被疑者ポスターの作成等により、広く国民への情報提供を呼びかけ、被疑者検挙・事件解決により近付くことができるほか、各種執務資料の作成により、警察官の捜査実務能力の向上が期待されるなど、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(5) 電子計算機運営	45	15,204 (14,569)	15,083 (14,777)	14,240	1～6	第一線の警察官からの照会に即時対応することや、運転免許証の即日交付、不正取得の防止、点数制度に基づく行政処分の的確な運用、銃砲刀剣類所持等取締法の規制及び業務の適正化等に関する法令等を的確かつ確実に実現するために、警察庁情報処理センターに設置したシステムと、全国の都道府県警察に整備したシステム又は都道府県整備のシステムを接続し、各業務を実施する。 また、各府省共同で構築するシステムについては、主管省庁で整備したシステムと警察庁で整備したシステムを接続し、各業務を行う。	各種システムの整備等により、各種警察活動をより迅速・的確に対応できるようになることから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(6) 申請届出システム	46	4 (4)	4 (4)	-	1～6	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号)及び「e-Japan戦略」(平成13年1月22日)の重点政策を受け、警察庁では、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、平成14年度から「電子申請・届出システム」を整備し、運用している。	電子申請・届出システムの整備等により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することとなり、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(7) 警察基幹通信網の再編整備	47	13,696 (12,390)	7,640 (5,540)	6,847	1～6	多様化する警察事象に的確に対処するためには、情報通信基盤である警察基幹通信網について、音声、映像、データ等の伝送容量・伝送速度の充実が求められているところであり、これに対応するため、高速・大容量の通信網を整備する。	警察基幹通信網の再編整備により、音声、映像、データ等の伝送容量・伝送速度が充実し、多様化する警察事象に的確に対処することができ、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(8) 地域警察デジタル無線システムの整備等	48	27,732 (14,685)	14,517 (11,121)	11,633	1～6	110番通報を始めとする警察の急訴事象は、主として地域警察官が担っているが、迅速の確な対応が行われるためには、警察無線により多数の地域警察官相互の情報共有、指揮命令がリアルタイムで確保されていることが不可欠であるため、経年により老朽化した第一線警察署用無線機を地域警察デジタル無線システムとして更新する。 また、大規模災害、事件・事故、テロ等の重大突発事象発生時においては、被災地や事件現場の詳細な現場映像を可能な限り収集・伝送する必要があるため、衛星通信及びヘリコプターテレビシステム等の現場映像等伝送資材について、デジタル化を行う。	地域警察デジタル無線システムの整備等により、110番通報を始めとする警察の急訴事象に対して迅速の確な対応が行われるなど、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(9) 警察通信維持費	49	7,857 (7,500)	8,109 (7,407)	8,988	1～6	警察無線を始めとする各種通信機器の維持(電力料、電池バック等の消耗品の購入)や、通信機器(サーバー類)の定期点検及び保守、また、障害の発生した通信機器の修繕などを実施する。	警察無線を始めとする各種通信機器の維持等は、各種警察活動をより迅速・的確に行うためには必要不可欠であることから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(10) 警察電話専用料	50	5,109 (4,854)	4,672 (4,368)	4,355	1～6	警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線などにより構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署を結び、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達しており、このうち、電気通信事業者の専用回線について、専用サービス等を受けている。	警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線等により全国的なネットワークを構築しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達しているため、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(11) 警察本部等の移転に伴う通信機器の整備等	51	4,617 (4,067)	2,127 (1,625)	3,653	1～6	警察本部等の新設や、庁舎老朽化等による移転・耐震補強工事等を行う際に、警察本部等の機能が停止することのないよう新庁舎または仮庁舎に各種通信機器を整備するほか、庁舎移転に伴い必要となる通信機器の移設・撤去工事を行う。	警察本部等の移転に伴う通信機器の整備等は、警察本部等の新設・移転等によって警察本部等の通信機能が停止しないようにするためには不可欠であり、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(12) 自動車ナンバー自動読取装置の整備	52	4,979 (4,013)	2,028 (1,915)	85	1～6	自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するため、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取装置を整備する。	自動車ナンバー自動読取装置は、自動車盗や自動車を利用した犯罪の検挙に有効であるので、これを整備することにより、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
(13) 通信指令施設の更新整備	53	1,877 (782)	2,073 (1,865)	1,131	1～6	110番通報に迅速かつ的確に対応するため、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行うための施設である通信指令施設を整備する。	通信指令施設の更新整備は、110番通報に迅速かつ的確に対応するのに不可欠であるので、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与するものである。
(14) 通信教養	54	332 (267)	326 (258)	281	1～6	警察情報通信研究センターでは、警察庁各部署が実施する施策に関して、警察官からのニーズ及び警察活動をめぐる諸問題を踏まえつつ、警察に関する情報通信に関する技術的研究を行う。 また、警察情報通信学校では、新たに採用した職員に対する初任教養及び各級の幹部教養として、警察情報通信施設の維持管理、運用等に必要となる専門的技術等の教養を行っており、これらの研究や教養に必要な機器等について整備する。	通信教養は、警察に関する情報通信に関する技術的研究等を行う上で不可欠であり、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与するものである。

科学警察研究所	(15) 科学警察研究所	55	1,168 (1,058)	856 (778)	805	1～6	本研究所の主な事業概要は、「研究・開発」、「鑑定・検査」、「研修・指導」の3つであり、「研究・開発」については、各年度ごとに研究計画を定め、鑑定技術の確立、鑑定器材の開発、犯罪・非行防止の解明、防犯対策、交通の安全・円滑に関する研究などを行っている。 「鑑定・検査」については、科学捜査の推進という観点から、都道府県警察、裁判所、検察庁等から鑑定委託を受けたもののほか、犯罪捜査で押収した偽造硬貨、及び銃器、弾丸類は、全て鑑定を行っている。 「研修・指導」については、鑑定技術の高度化を図るために法科学研修所において、都道府県警察の鑑定技術職員に対し専門分野に技術指導を行っている。	科学警察研究所が行う「研究・開発」、「鑑定・検査」、「研修・指導」は、科学捜査の推進には必要不可欠なものであり、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与するものである。
	(16) 警察教養	57	6,893 (6,074)	6,501 (5,770)	6,041	1～6	警察教養では、主として、都道府県警察学校、管区警察学校、警察大学校において、新たに採用した警察職員に対する採用時教養、昇任者に対する昇任時教養、専門分野に応じた各種専科教養、警察の直面する課題等に関する各種調査研究、警察官が職務を執行する上で必要不可欠な柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法等の術科教養等を実施する。	警察教養は、警察官が職務を遂行する上で必要不可欠な教養等を身に付けることとなるので、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与するものである。
警察装備	(17) 警備装備品の整備	58	3,731 (3,286)	2,078 (1,798)	3,694	1～6	有事即応体制を保持する常設部隊たる機動隊、ハイジャック等重大テロ事案発生時に事態の鎮圧等に当たる特殊部隊（SAT）、生物化学テロ発生時に被害者の救出・救助等に当たるNBCテロ対応専門部隊、大規模災害発生時に都道府県警察の枠を超えて被災者の救出・救助に当たる広域緊急援助隊等による警備活動に必要な警備装備品の整備を図る。	警備装備品は、機動隊、特殊部隊（SAT）、NBCテロ対応専門部隊、広域緊急援助隊等による警備活動に必要なものであり、その整備は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(18) 捜査装備品の整備	59	3,573 (3,169)	942 (743)	756	1～6	振り込め詐欺に見られるような新しい犯罪グループの出現、来日外国人犯罪組織や暴力団等による組織的犯罪の潜行化、IT社会の急速な発展によるサイバー犯罪の増大、更には銃器使用殺傷事件のような凶悪犯罪の発生等に迅速かつ的確に対応し、国民生活の安全と安心を確保する必要があることから、各種捜査装備品の整備を図る。	捜査装備品は、様々な犯罪や犯罪組織に迅速かつ的確に対処するために不可欠なものであり、その整備は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(19) 銃器の整備等	60	1,319 (1,062)	1,133 (952)	1,115	1～6	都道府県警察及び警察庁の警察官に貸与する拳銃の更新整備並びに職務執行及び射撃訓練に必要な実包の整備を図る。 また、職務上、常時制服を着用する警察大学校及び各管区警察学校の教官並びに入校教養を受ける新規採用者に支給・貸与する制服等の整備を図る。	銃器等は、警察の職務遂行に必要な資機材であり、その整備は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(20) 警察用車両の整備	61	33,733 (33,666)	1,638 (1,273)	6,239	1～6	国民生活の安全と安心を確保するため、各種警察活動に必要な機動力の中核として、新たに必要性が生じた警察用車両の整備及び老朽化した車両の更新整備を図る。 また、国の機関が保有する警察用車両の維持管理に必要な経費を措置する。	警察用車両は、各種警察活動に必要な機動力の中核であるので、その整備等は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(21) 警察用航空機の整備	62	2,565 (2,367)	5,593 (3,760)	4,512	1～6	警察用ヘリコプターは、パトカーと連携した容疑者の追跡・検挙、大規模災害発生時における遭難者の捜索・救助等各種の警察活動に多角的に活用されているところであるが、こうした警察活動を迅速・的確に遂行するため、新たに必要性が生じた警察用ヘリコプターの整備及び老朽化により飛行の安全性や航空性能が低下した警察用ヘリコプターの更新整備を図る。	警察用航空機は、パトカーと連携した容疑者の追跡・検挙等に活用しており、その整備は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(22) 警察用船舶の整備	63	657 (656)	471 (448)	272	1～6	警察用船舶は、水上警察活動の機動力として多角的に活用されているところであるが、老朽化した船舶は速力が低下し、密入国、密輸、密漁等の取締りに支障を来すことから更新整備を図る。 また、修理等により船舶が使用できない場合や夏期の海水浴場における水難事故警戒、水難者の捜索活動、沿岸警備活動の強化等により船舶が不足する場合には、都道府県警察において、船舶を一時的に借り上げを行う。	警察用船舶は、水上警察活動の機動力として多角的に活用しており、その整備は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
犯罪鑑識	(23) 犯罪鑑識官による鑑定	16	12,517 (12,517)	225 (204)	576	1～6	被疑者の迅速な特定や余罪の割出しに大きな効果を発揮しているDNAデータベースの拡充及びその更なる積極的活用を図るなど、捜査の科学化を推進するため、刑事局にDNA型鑑定指導官を設置し被疑者DNA型鑑定を行う。	刑事局にDNA型鑑定指導官を設置し被疑者DNA型鑑定を行うことにより、被疑者の迅速な特定や余罪の割出しに大きな効果を発揮しているDNAデータベースの拡充及びその更なる積極的活用を図るなど、捜査の科学化がより一層推進されるため、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(24) 司法解剖等の実施	64	1,719 (1,719)	2,184 (2,097)	1,377	1～6	警察が取り扱う死体について、確実に死因を究明するとともに身元を確認して犯罪死の見逃し事案の防止を徹底する上で必要となる、医師の立会いによる検視・死体見分の実施、歯牙鑑定、CTによる死後画像検査、簡易薬物検査、司法解剖等に要する経費を確保する。	司法解剖等の実施により、確実に死因を究明するとともに身元を確認して犯罪死の見逃し事案の防止を徹底することができるから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(25) DNA型鑑定の実施	65	1,432 (1,117)	2,489 (2,398)	2,052	1～6	DNA型鑑定は、一般に、刑事裁判において高い証拠価値を認められており、また、より客観的証拠を重視する刑事司法制度の流れとなっている中、犯罪捜査における極めて高い有用性から、その鑑定需要は増加の一途をたどっている。そこで、今後とも、増加する鑑定需要に適切に対応して鑑定結果を犯罪捜査に迅速・的確に反映させるとともに、DNA型鑑定の証拠価値を損なうことのないよう、その信頼性や精度を確保するため、鑑定基盤の更なる整備強化を図るもの。	DNA型鑑定は、より客観的証拠を重視する刑事司法制度の流れとなっている中、犯罪捜査における有用性が極めて高いことから、その実施は「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(26) 鑑識に必要な物品購入等	66	1,111 (915)	1,073 (1,046)	3,067	1～6	捜査を取り巻く環境の悪化、裁判員制度の導入等により、従来にも増して客観的証拠の収集が必要とされる中で、複雑・多様化した犯罪情勢に対処していくためには、鑑定資機材を有効活用し、犯罪現場に残された微細・微量な資料を迅速・的確に採取・鑑定して得た客観的証拠を捜査に反映させることが重要である。このため、鑑識・鑑定業務に支障を来すことがないよう、科学捜査力を強化する。	鑑識・鑑定業務に支障を来すことがないよう、科学捜査力を強化することは、複雑・多様化した犯罪情勢に対処していくためには必要不可欠なことであり、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。

活動経費 補助金	(27) 活動経費	67	14,440 (12,284)	21,752 (16,931)	19,069	1～6	警衛及び警備並びに麻薬・覚醒剤等に関する犯罪及び数都道府県の地域に係のある重要な犯罪の捜査等に要する活動旅費、捜査費、通訳謝金、車両借上料等について、国庫が支弁する。	数都道府県の地域に係のある重要な犯罪の捜査等に要する活動旅費、捜査費、通訳謝金、車両借上料等について、国庫が支弁することは、対象事件に係る検挙活動等を推進しやすくなることから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(28) 都道府県警察費補助金	70	29,579 (28,903)	31,701 (31,410)	31,996	1～6	都道府県の支弁する経費のうち、警視以下の階級の警察官その他の警察職員の人件費等警察職員の設置に伴い必要となる経費以外のものについて補助(一般行政費補助金(10分の5))するものであり、具体的には、一般の犯罪捜査、防犯活動、交通取締り、車両の維持費等に要する経費を補助している。また、大規模な災害等における警備のための出勤に係る機動隊の超過勤務手当について補助(機動隊超過勤務手当補助金(10分の10))しているほか、首都における警察の任務の遂行に関する特殊事情を参酌し、警視庁警察官の超過勤務手当について補助(首都警察特別補助金(定額))している。	一般の犯罪捜査等に要する経費を補助することは、検挙活動等を推進しやすくなることから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。
	(29) 警察署等都道府県警察施設の整備	71	2,616 (2,595)	4,179 (4,136)	6,241	1～6	警察事務は、国家的性格と地方的性格を共に有することから、国としての治安責任を応分に負担し、また、全国的な治安の均質性を維持するとの考え方に基づき、各都道府県の警察本部庁舎を始め、警察署庁舎、留置施設、交番・駐在所(沖縄県に限る。)といった一線警察活動の拠点として機能している警察施設の整備に要する経費を補助している。 平成22年度においては、警察本部庁舎1箇所、警察署庁舎25箇所、執行隊庁舎1箇所及び駐在所1箇所に対して、都道府県警察施設の整備に要する経費を補助(10分の5)している。	警察施設の整備に要する経費を補助することは、検挙活動等を推進しやすくなることから、「犯罪捜査の的確な推進」に寄与することになる。

注1:(1)～(4)、(23)以外は複数政策に関連するものであり、本施策の予算額又は執行額に相当するのはその内数である。
注2:行政事業レビューには、政策評価の対象としていない費目も含まれているため、評価書の数値とは必ずしも一致しない。

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁23-2-)

資料

施策名	重要犯罪に係る捜査の強化						政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官		
施策の概要	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪(注)の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ						政策体系上の位置付け	重要犯罪に係る捜査の強化を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。		
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)				目標設定の考え方・根拠		警察法第2条第1項	政策評価実施予定時期	平成24年7月	
業績指標	基準						目標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 各重要犯罪の検挙率	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (注)	18~22年度 (平均)	各種重要犯罪の検挙率を向上させる。	23年度	各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
	重要犯罪	58.6	61.4	63.1	63.9	64.0	62.0			
	殺人	97.5	93.3	97.3	97.9	98.1	96.7			
	強盗	59.9	63.3	59.8	63.5	64.3	62.1			
	放火	72.3	73.0	76.6	68.3	77.9	73.6			
	強姦	75.5	80.9	84.3	83.7	83.3	81.1			
	略取誘拐・ 人身売買	90.4	86.2	90.1	86.3	87.1	88.0			
	強制わいせつ	44.6	47.4	51.0	53.0	52.2	49.4			
(23年4月捜査第一課作成)										
(注)22年度は暫定値										
2 検視官の臨場率	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	向上させる	23年	検視官の臨場率の向上は、犯罪死の見逃し防止に資する取組みであり、重要犯罪に係る捜査強化の度合いを測る一つの指標となるため。
	臨場率	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	17.3			
	(23年2月捜査第一課作成)									
参考指標	基準						目標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 各重要犯罪の認知件数	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (注)	18~22年度 (平均)			
	重要犯罪	18,432	16,667	15,751	14,880	14,551	16,056			
	殺人	1,264	1,235	1,254	1,101	1,047	1,180			
	強盗	5,033	4,419	4,373	4,433	3,894	4,430			
	放火	1,680	1,491	1,438	1,237	1,204	1,410			
	強姦	1,934	1,755	1,517	1,349	1,261	1,563			
	略取誘拐・ 人身売買	178	217	162	153	171	176			

強制わいせつ	8,343	7,550	7,007	6,607	6,974	7,296
(23年4月捜査第一課作成)						
(注)22年度は暫定値						

2 各重要犯罪の検挙件数

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (注)	18～22年度 (平均)
重要犯罪	10,804	10,227	9,934	9,502	9,311	9,956
殺人	1,232	1,152	1,220	1,078	1,027	1,142
強盗	3,014	2,799	2,614	2,814	2,505	2,749
放火	1,215	1,088	1,101	845	938	1,037
強姦	1,461	1,419	1,279	1,129	1,050	1,268
略取誘拐・ 人身売買	161	187	146	132	149	155
強制わいせつ	3,721	3,582	3,574	3,504	3,642	3,605
(23年4月捜査第一課作成)						
(注)22年度は暫定値						

3 各重要犯罪の検挙人員

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (注)	18～22年度 (平均)
重要犯罪	8,620	8,315	7,986	7,713	7,266	7,980
殺人	1,199	1,163	1,163	1,053	992	1,114
強盗	3,194	2,982	2,819	2,973	2,520	2,898
放火	810	737	689	606	655	699
強姦	1,030	1,003	964	871	800	934
略取誘拐・ 人身売買	154	163	121	103	116	131
強制わいせつ	2,233	2,267	2,230	2,107	2,183	2,204
(23年4月捜査第一課作成)						
(注)22年度は暫定値						

4 警察における死体取扱数、検視官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数

項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)
死体取扱数	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	159,508
検視官臨場 死体取扱数	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	27,611
死体解剖数	14,042	14,725	15,716	16,184	19,083	15,950
(23年4月捜査第一課作成)						

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁23-2-)

施策名	重要窃盗犯に係る捜査の強化							政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官			
施策の概要	重要窃盗犯(注)については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり							政策体系上の位置付け	重要窃盗犯に係る捜査の強化を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。			
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)					目標設定の考え方・根拠		警察法第2条第1項	政策評価実施予定時期	平成24年7月		
業績指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 各重要窃盗犯の検挙率	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(注)	18~22年度(平均)	各種重要窃盗犯の検挙率を向上させる。	23年度	各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。		
	重要窃盗犯	46.3	52.7	52.9	51.8	47.9	50.2					
	侵入窃盗	50.1	55.9	55.5	56.2	51.6	53.7					
	住宅対象	50.2	53.3	55.5	59.5	55.1	54.3					
	自動車盗	40.1	41.5	45.8	36.1	36.5	40.2					
	ひったくり	35.6	53.1	55.3	47.7	42.1	46.4					
	すり	27.7	29.8	21.0	28.2	25.7	26.7					
	(23年4月捜査第一課作成)											
(注)22年度は暫定値												
参考指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 各重要窃盗犯の認知件数	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(注)	18~22年度(平均)					
	重要窃盗犯	270,904	234,343	207,288	194,886	175,851	216,654					
	侵入窃盗	197,179	171,484	152,622	144,911	132,338	159,707					
	住宅対象	114,568	101,520	87,920	79,378	71,519	90,981					
	自動車盗	33,704	31,353	26,894	25,260	23,727	28,188					
	ひったくり	26,926	22,059	19,612	17,706	13,878	20,036					
	すり	13,095	9,447	8,160	7,009	5,908	8,724					
	(23年4月捜査第一課作成)											
(注)22年度は暫定値												
	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(注)	18~22年度(平均)					
	重要窃盗犯	125,460	123,460	109,661	100,922	84,317	108,764					

2 各重要窃盗犯の検挙件数	侵入窃盗	98,726	95,910	84,776	81,388	68,287	85,817
	住宅対象	57,502	54,149	48,827	47,198	39,394	49,414
	自動車盗	13,523	13,014	12,327	9,107	8,672	11,329
	ひったくり	9,587	11,724	10,845	8,451	5,842	9,290
	すり	3,624	2,812	1,713	1,976	1,516	2,328

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

3 各重要窃盗犯の検挙人員	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (注)	18～22年度 (平均)
	重要窃盗犯	17,667	16,689	15,328	15,260	14,318	15,852
侵入窃盗	12,267	11,956	10,982	11,007	10,414	11,325	
住宅対象	4,744	4,431	4,154	4,221	4,000	4,310	
自動車盗	2,836	2,350	2,193	1,974	1,879	2,246	
ひったくり	1,613	1,481	1,253	1,455	1,092	1,379	
すり	951	902	900	824	933	902	

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁23-2-)

施策名	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化						政策所管課	捜査第二課		
施策の概要	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。						政策体系上の位置付け	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。		
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)					目標設定の考え方・根拠	警察法第2条第1項		政策評価実施予定時期	平成24年7月
業績指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1- 贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
	贈収賄	71	40	58	30	36	47			
	談合・競売入札妨害	44	28	21	10	10	23			
	あっせん利得処罰法違反	1	0	0	0	0	0			
	政治資金規正法違反	1	0	0	0	1	0			
	合計	117	68	79	40	47	70			
	検挙事例	(23年4月捜査第二課作成)								
1- 選挙違反取締状況(検挙件数等及び検挙事例)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
	検挙事例	検挙件数等については、評価期間中に実施される国政選挙等における取締状況を、前回の同様の選挙における取締状況を基準として評価する。								
	検挙事例									
1- 金融・不良債権関連事犯の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
	融資過程	24	20	21	50	40	31			
	債権回収過程	12	15	11	42	32	22			
		26	11	11	3	6	11			
	その他金融機関役員	21	7	8	3	3	8			
		63	49	46	48	33	48			
	合計	113	80	78	101	79	90			
合計	33	22	19	45	35	31				
(23年5月捜査第二課作成)										
(注)下段は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。										

	検挙事例									
1- 企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等の検挙状況(検挙事例)	検挙事例									
参考指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 公務員による知能犯罪の検挙人員	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度 (平均)			
	検挙人員	6	9	6	3	2	5			
(23年5月捜査第二課作成)										

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁23-2-)

施策名	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化						政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課		
施策の概要	振り込め詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 (注)いわゆるオレオレ詐欺(電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、架空請求詐欺(郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、融資保証金詐欺(実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺)及び選付金等詐欺(税金還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機(ATM)を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺)						政策体系上の位置付け	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。		
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)			目標設定の考え方・根拠		警察法第2条第1項	政策評価実施予定時期	平成24年7月		
業績指標	基準						目標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 振り込め詐欺の発生状況(認知件数及び被害総額)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	前年度よりも減少させる	23年度	振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
	認知件数	17,394	20,116	17,173	6,719	6,232	13,527			
	被害総額	23,203,910,530	28,703,709,418	22,469,276,660	8,642,995,211	8,256,732,166	18,255,324,797			
(23年5月捜査第二課作成)										
2 振り込め詐欺の検挙状況(検挙件数及び検挙人員)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	過去5年間の平均値より増加させる	23年度	振り込め詐欺の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
	検挙件数	3,051	3,022	5,397	5,430	4,304	4,241			
	検挙人員	653	423	943	778	738	707			
(23年5月捜査第二課作成)										
参考指標	基準						目標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 振り込め詐欺の検挙率	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	/	/	/
	検挙率	17.5	15.0	31.4	80.8	71.5	31.4			
	(23年5月捜査第二課作成)									

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁23-2-)

施策名	科学技術を活用した捜査の更なる推進						政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課					
施策の概要	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。						政策体系上の位置付け	科学技術を活用した捜査の更なる推進を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。					
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)					目標設定の考え方・根拠	警察法第2条第1項		政策評価実施予定時期	平成24年7月			
業績指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 DNA型鑑定の活用状況(鑑定事件数及び効果的事例)	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年度(平均)	過去5年間の増加傾向を維持する。	23年	DNA型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。			
	鑑定事件数	11,819	21,189	30,074	35,402	41,192	27,935						
	効果的事例	(23年4月犯罪鑑識官作成)											
2 DNA型データベースの活用状況(活用件数及び効果的事例)	項目	18年度(注)	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	過去5年間の増加傾向を維持する。	23年度	DNA型データベースの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。			
	遺留資料のDNAから判明	97	166	305	632	896	419						
	検挙被疑者のDNAから判明	142	216	427	562	622	394						
		97	149	289	409	453	279						
	効果的事例	(23年5月犯罪鑑識官作成)											
	(注)DNA型データベースの運用を開始した17年9月から18年3月までの間の件数を含む												
3 情報技術解析の活用状況(技術支援件数及び効果的事例)	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	過去5年間の増加傾向を維持する。	23年度	犯罪捜査において電磁的記録の解析を行う件数(技術支援件数)の増加は、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。			
	技術支援件数	15,803	18,045	18,959	21,143	20,850	18,960						
	効果的事例	(23年5月情報技術解析課作成)											
参考指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
なし													

平成23年度実施施策に係る事前分析表(業績目標)

(警察庁22-2-)

施策名	被疑者取調べの適正化の更なる推進						政策所管課	刑事企画課、総務課		
施策の概要	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。						政策体系上の位置付け	被疑者取調べの適正化の更なる推進を通じて、犯罪捜査を的確に推進する。		
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進(基本目標2)				目標設定の考え方・根拠		警察法第2条第1項	政策評価実施予定時期	平成24年7月	
業績指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(以下「適正化規則」という。)に定める監督対象行為の確認件数	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	減少させる	23年度	不適正な取調べにつながるおそれのある行為として適正化規則において定めた監督対象行為の確認件数の減少は、被疑者取調べの適正性の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	確認件数	/	/	/	29	30	/			
2 取調べの適正を担保するための取調べ室の機の固定化及び遮蔽板の整備状況	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	100%	23年度	機の固定化及び遮蔽板の設置は、被疑者取調べの適正性を担保するための措置の達成度合いを測る一つの指標となるため。
	機 遮蔽板	/	/	/	/	99.7 96.3	/			
3 捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況(実施件数及び事例)	事例	/						研修を推進する	23年度	捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況は、被疑者取調べの適正化のための措置の達成度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	基準						目標	目標年度	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
なし	/						/	/	/	/

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（基本目標）

資料

(警察庁22 - 2)

施策名	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進							
施策の概要	<p>上記の基本目標を達成するため、下記の6つの業績目標を設定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べの適正化の更なる推進 							
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進							
施策の予算額・執行額等	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,454,800 (120,399,937)	1,335,936 (121,322,032)	1,463,884 (112,825,471)	489,980 (119,561,384)	621,887 (103,367,889)	598,855 (127,337,069)
		補正予算(b)	381,465 (3,254,231)	8,349,826 (-2,267,751)	11,592,020 (107,562,403)	0 (3,838,330)	0 (16,608,469)	/
		繰越し等(c)	- (-)	333,690 (2,663,809)	0 (834,614)	0 (35,885,711)	0 (19,596,630)	/
		合計(a+b+c)	- (-)	10,019,452 (121,718,090)	13,055,904 (221,222,488)	489,980 (159,285,425)	621,887 (139,572,988)	598,855 (127,337,069)
執行額(千円、d)	- (-)	9,510,985 (116,708,667)	12,829,921 (162,651,642)	333,419 (122,648,491)	/	/		
<p>(注) 上段は、(項)刑事警察費。 下段のカッコ書きは、複数政策に関連する予算としての(項)警察活動基盤整備費、(項)船舶建造費及び(項)科学警察研究所(事項)研究・鑑定に必要な経費を足した額で、本施策の予算額に相当するのはその内数である。</p>								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画		平成15年12月		第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画		平成15年12月		第5 治安回復のための基盤の整備			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008		平成20年12月		第1 - 3 振り込め詐欺対策の強化			
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008		平成20年12月		第7 - 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				
施策に関する評価結果	目標の達成状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業績目標1は、達成したと認められる。 ・ 業績目標2は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標3は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標4は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標5は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標6は、おおむね達成したと認められる。 					
	目標期間終了時点の総括		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業績目標1は、引き続き推進する。 ・ 業績目標2は、引き続き推進する。 ・ 業績目標3は、引き続き推進する。 ・ 業績目標4は、引き続き推進する。 ・ 業績目標5は、引き続き推進する。 ・ 業績目標6は、引き続き推進する。 					
学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。							

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	業績目標1～6の評価書に記載のとおり。
---------------------------	---------------------

担当部局名	刑事局	政策評価実施時期	平成23年7月
-------	-----	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

資料

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標1 重要犯罪に係る捜査の強化		
施策の概要	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪(注)の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

業績指標	1 各重要犯罪の検挙率	項目	基準					実績	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度(注)
		重要犯罪	57.3	58.6	61.4	63.1	63.9	60.6	64.0
		殺人	97.3	97.5	93.3	97.3	97.9	96.6	98.1
		強盗	56.4	59.9	63.3	59.8	63.5	60.3	64.3
		放火	72.7	72.3	73.0	76.6	68.3	72.7	77.9
		強姦	70.4	75.5	80.9	84.3	83.7	78.3	83.3
		略取誘拐・人身売買	80.4	90.4	86.2	90.1	86.3	86.1	87.1
		強制わいせつ	44.6	44.6	47.4	51.0	53.0	47.8	52.2
		(23年4月捜査第一課作成)							
(注)22年度は暫定値									
	目標	各種重要犯罪の検挙率を向上させる。							
	事例	男(40)は、21年7月、路上において帰宅途中の女性に対し、「静かにしろ」「殺すぞ」などと脅迫して、同女に対し強いてわいせつな行為をした。情報分析支援システムを活用した同種事件の発生状況分析等による捜査を行った結果、被疑者の発見に至り、さらに、遺留資料と同人のDNA型記録が一致するなどしたことから、22年5月、被疑者を強制わいせつの罪で逮捕した(静岡)。							

参考指標	1 各重要犯罪の認知件数	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度(注)	
		重要犯罪	19,946	18,432	16,667	15,751	14,880	17,135	14,551	
		殺人	1,361	1,264	1,235	1,254	1,101	1,243	1,047	
		強盗	5,726	5,033	4,419	4,373	4,433	4,797	3,894	
		放火	1,882	1,680	1,491	1,438	1,237	1,546	1,204	
		強姦	2,013	1,934	1,755	1,517	1,349	1,714	1,261	
		略取誘拐・人身売買	255	178	217	162	153	193	171	
		強制わいせつ	8,709	8,343	7,550	7,007	6,607	7,643	6,974	
		(23年4月捜査第一課作成)								
		(注)22年度は暫定値								
	2 各重要犯罪の検挙件数	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度(注)	
重要犯罪		11,432	10,804	10,227	9,934	9,502	10,380	9,311		
殺人		1,324	1,232	1,152	1,220	1,078	1,201	1,027		
強盗		3,232	3,014	2,799	2,614	2,814	2,895	2,505		
放火		1,368	1,215	1,088	1,101	845	1,123	938		
強姦		1,417	1,461	1,419	1,279	1,129	1,341	1,050		
略取誘拐・人身売買		205	161	187	146	132	166	149		
強制わいせつ		3,886	3,721	3,582	3,574	3,504	3,653	3,642		

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

3 各重要犯罪の検挙人員	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度 (注)
	重要犯罪	9,451	8,620	8,315	7,986	7,713	8,417	7,266
殺人	1,317	1,199	1,163	1,163	1,053	1,179	992	
強盗	3,783	3,194	2,982	2,819	2,973	3,150	2,520	
放火	775	810	737	689	606	723	655	
強姦	1,076	1,030	1,003	964	871	989	800	
略取誘拐・ 人身売買	166	154	163	121	103	141	116	
強制わいせつ	2,334	2,233	2,267	2,230	2,107	2,234	2,183	

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

4 警察における死体 取扱数、検視官の臨 場死体取扱数及び死 体解剖総数	項目	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
	死体取扱数	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	154,998	171,025
	検視官臨場 死体取扱数	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	21,604	47,522
	死体解剖総数	13,570	14,042	14,725	15,716	16,184	14,847	19,083

(23年4月捜査第一課作成)

施策に関する評価結果	目標の達成状況	業績指標	17年度から21年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率を向上させるという目標を達成した。
		業績目標	業績指標 については目標を達成したことから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」を達成したと認められる。
	目標期間終了時点の総括	重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的影響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、適正な死体取扱業務の推進、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組を推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。	

学識経験を有する者の知 見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	平成22年の犯罪情勢(23年5月警察庁)
-----------------------------------	----------------------

政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標2		
施策の概要	重要窃盗犯(注)については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。 (注)侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

業績指標	1 各重要窃盗犯の検挙率	項目	基準					実績	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度(注)
		重要窃盗犯	40.5	46.3	52.7	52.9	51.8	47.9	47.9
		侵入窃盗	43.6	50.1	55.9	55.5	56.2	51.4	51.6
		住宅対象	43.1	50.2	53.3	55.5	59.5	51.2	55.1
		自動車盗	32.7	40.1	41.5	45.8	36.1	38.7	36.5
		ひったくり	34.4	35.6	53.1	55.3	47.7	43.7	42.1
		すり	26.1	27.7	29.8	21.0	28.2	26.6	25.7
		(23年4月捜査第一課作成)							
				(注)22年度は暫定値					
目標		各種重要窃盗犯の検挙率を向上させる。							
事例		19年8月から21年11月までの間、暴力団組織に広い人脈を持つ男が首魁となり、暴力団組長、組員らと共に、資産家の住宅を対象とした空き巣や携帯電話機を対象とした出店荒しを繰り返し敢行していた。 関係府県警察で合・共同捜査体制を構築して捜査を推進した結果、首魁を含む被疑者46名を検挙するとともに、22年12月までに1都3管区8県下(東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県、佐賀県、熊本県)における空き巣等377件(被害総額約2億9,200万円相当)を解決し、組織を壊滅した(埼玉、千葉、兵庫、福岡、熊本)。							

参考指標	1 各重要窃盗犯の認知件数	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度	
			重要窃盗犯	326,588	270,904	234,343	207,288	194,886	246,802	175,851
		侵入窃盗	236,867	197,179	171,484	152,622	144,911	180,613	132,338	
		住宅対象	139,415	114,568	101,520	87,920	79,378	104,560	71,519	
		自動車盗	44,406	33,704	31,353	26,894	25,260	32,323	23,727	
		ひったくり	30,655	26,926	22,059	19,612	17,706	23,392	13,878	
		すり	14,660	13,095	9,447	8,160	7,009	10,474	5,908	
		(23年4月捜査第一課作成)								
				(注)22年度は暫定値						
		参考指標	2 各重要窃盗犯の検挙件数	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)
重要窃盗犯	132,186				125,460	123,460	109,661	100,922	118,338	84,317
侵入窃盗	103,298			98,726	95,910	84,776	81,388	92,820	68,287	
住宅対象	60,136			57,502	54,149	48,827	47,198	53,562	39,394	
自動車盗	14,524			13,523	13,014	12,327	9,107	12,499	8,672	
ひったくり	10,540			9,587	11,724	10,845	8,451	10,229	5,842	

すり	3,824	3,624	2,812	1,713	1,976	2,790	1,516
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

3 各重要窃盗犯の 検挙人員	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度
	重要窃盗犯	18,529	17,667	16,689	15,328	15,260	16,695	14,318
	侵入窃盗	12,496	12,267	11,956	10,982	11,007	11,742	10,414
	住宅対象	4,888	4,744	4,431	4,154	4,221	4,488	4,000
	自動車盗	3,277	2,836	2,350	2,193	1,974	2,526	1,879
	ひったくり	1,830	1,613	1,481	1,253	1,455	1,526	1,092
	すり	926	951	902	900	824	901	933

(23年4月捜査第一課作成)

(注)22年度は暫定値

施策に関する評価結果	目標の達成状況	業績指標	17年度から21年度までの平均と比較すると、重要窃盗犯全体の検挙率については同じ数値であり、また、侵入窃盗については検挙率に向上がみられ、自動車盗、ひったくり及びすりについてもほぼ同等の検挙率となっており、各重要窃盗犯の検挙率の向上という目標はおおむね達成した。
		業績目標	業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、参考指標として挙げている検挙件数及び検挙人員は減少傾向にあることから、その向上に努める必要がある。
	目標期間終了時点の総括		依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組を一層推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成22年の犯罪情勢(23年5月警察庁)
---------------------------	----------------------

政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
施策の概要	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

項目	基準							実績
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～22年度(平均)	22年度	
贈収賄	62	71	40	58	30	52	36	
談合・競売入札妨害	22	44	28	21	10	25	10	
あっせん利得処罰法違反	2	1	0	0	0	1	0	
政治資金規正法違反	1	1	0	0	0	0	1	
合計	87	117	68	79	40	78	47	
(23年4月捜査第二課作成)								
目標	贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙を推進する。							
事例	<p>特許庁職員らによる新事務処理システム開発をめぐる贈収賄事件(警視庁) 特許庁職員(45)は、17年8月ころから21年11月ころまでの間、前後66回にわたり、特許庁が発注を予定していた同庁業務・システム最適化に係る新事務処理システム開発業務等の発注に向けて営業活動に従事するデータ通信システム開発等事業者の部長らから、同新事務処理システムの開発に関する情報を同人らに提供するなど有利かつ便宜な取り計らいを受けたことへの謝礼及び将来も同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、タクシー乗車の利益(料金合計約256万円相当)を受けた。</p> <p>厚生労働省特別医療指導監査官らによるコンタクトレンズ診療所の指導監督をめぐる贈収賄事件(大阪) 厚生労働省特別医療指導監査官(50)は、20年2月ころから9月ころまでの間、前後14回にわたり、コンタクトレンズ販売会社取締役らから、同社が実質経営する眼科診療所が管轄社会保険事務局による健康保険法に基づく指導・監督対象から免れるため指導・助言したことなど、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、自己名義の銀行口座に合計1,175万円の振込送金を受けた。</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構元職員らによる三次元物理探査船プロジェクトをめぐる贈収賄事件(警視庁) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構元職員(41)は、20年5月ころから21年10月ころまでの間、前後16回にわたり、労働者派遣会社代表取締役から、機構による船上調査員等の公募等に関し、同社の従業員を機構への出向者として選定するよう意見具申するなど、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で供与されるものであることを知りながら、合計約2,930万円の振込送金を受け、賄賂を収受した。</p> <p>日本年金機構職員らによる官製談合防止法違反及び競売入札妨害事件(警視庁) 日本年金機構職員(46)は、年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳との突き合わせ業務に関する一般競争入札に関し、特定業者に落札受注させることを企て、22年2月ころから5月ころまでの間、予算関係資料や技術評価点一覧書など入札に関する秘密を教示し、入札等の公正を害すべき行為をした。</p>							
項目	基準(第21回)		実績(第22回)		増減			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
買収	67	136	119	235	52	99		
自由妨害	49	41	47	25	-2	-16		

業績指標

1 - 2 第22回参議院議員通常選挙違反取締状況(検挙件数等及び検挙事例)

口口口口		26		16		-10
詐偽投票等	16	20	8	8	-8	-12
		6		1		-5
投票偽造	6	14	5	16	-1	2
		4		9		5
投票干渉	0	0	12	14	12	14
		0		5		5
地位利用	2	2	1	1	-1	-1
		1		0		-1
戸別訪問	1	0	0	0	-1	0
		0		0		0
文書違反	12	21	21	34	9	13
		0		1		1
その他	3	3	7	6	4	3
		2		3		1
合計	156	237	220	339	64	102
		55		70		15

(23年4月捜査第二課作成)

(注1)選挙期日後90日現在の統計である。
(注2)人員欄の下段は、逮捕人員を内数で示す。

目標	第22回参議院議員通常選挙違反取締を推進する。
事例	<p>障害者施設施設長による投票干渉事件(山梨) 障害者施設施設長(49)は、22年7月上旬ころ、期日前投票所において、同施設の入所者であり選挙人である7名が投票する際、選挙区選出議員選挙に立候補した候補者及び比例代表選出議員選挙に立候補した候補者の氏名を記載した紙片を選挙人に所持させた上、投票所に入場させて投票させ、投票に干渉した。</p> <p>選挙運動員による日当買収事件(島根) 選挙運動員(58)らは、共謀の上、22年7月中旬ころ、 1 選挙運動員に対し、車上運動員として投票を呼びかけるほか、他の車上運動員を手配・指導するなどの選挙運動をしたことの報酬等として、現金約130万円を供与し 2 選挙運動員7名に対し、車上運動員として投票依頼をするなどの選挙運動をしたことの報酬として、一人当たり現金数万円から数十万円を供与した。</p> <p>落選候補者らによる日当買収(約束)事件(警視庁) 落選候補者(65)らは、共謀の上、22年6月下旬ころ、選挙運動員7名に対し、選挙人に電話をかけて投票依頼する選挙運動をしたことの報酬として、一人当たり給与等に相当する金額を供与する約束をした。</p>

項目	基準						実績
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~22年度(平均)	
融資過程	28	24	20	21	50	29	40
	17	12	15	11	42	19	32
債権回収過程	37	26	11	11	3	18	6
	31	21	7	8	3	14	3
その他金融機関役職員	56	63	49	46	48	52	33
	2	0	0	0	0	0	0
合計	121	113	80	78	101	99	79
	50	33	22	19	45	34	35

(23年5月捜査第二課作成)

(注1)下段は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を内数で示す。
(注2)「17~21年度(平均)」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

目標	金融・不良債権関連事犯の検挙を推進する。
----	----------------------

1 - 3 金融・不良債権 関連事犯の検挙状況 (検挙事件数及び検挙 事例)	検挙事例	<p>大手商工ローン会社代表取締役らによる詐欺再生、特別背任、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件(警視庁)</p> <p>商工ローン会社(A社)代表取締役(62)らは、地方裁判所による同社に係る民事再生手続開始の決定及び同決定の確定に先立ち、同社の債権者を害し、自己及び自己が実質的に支配する法人(B社)等の利益を図る目的で、20年12月ころ、B社に対し、A社が保有している簿価合計約418億円の不動産担保貸付債権を実質的に無償で譲渡し、同社の財産を債権者の不利益に処分するとともに、同社に財産上の損害を加え、さらにB社に対する同債権譲渡について、民事再生手続等における否認権行使を免れるため、これをより以前の日付で譲渡したように仮装することを企て、21年2月ころ、法務局において、真実は、20年11月ころに、A社がC社に対して、前記債権の一部など簿価合計約373億円の不動産担保貸付債権を譲渡した事実も、同年12月ころに、C社がB社に対して、同債権を売却した事実もないのに、これら譲渡を行った旨の内容虚偽の債権譲渡登記を申請して、登記官に債権譲渡登記簿の原本として用いられる電磁的記録にその旨不実の記録等をさせた。</p> <p>-----</p> <p>不動産仲介業者による住宅ローン融資名目の詐欺事件(愛知)</p> <p>不動産仲介業者の代表取締役(41)は、多重債務や所得不足により、本来なら金融機関から住宅ローンの融資を受けることができない顧客らと共に、同人らにかかる住宅ローン融資の名目で金融機関から現金をだまし取ろうと企て、金融機関3社に対し、偽造した源泉徴収票、健康保険証及び売買契約書等を提出するなどして、住宅ローン融資を受けるための条件を満たしたものと信用させて融資を決定させ、21年4月から22年3月までの間、総額約2億8,500万円をだまし取った。</p> <p>-----</p> <p>金融機関役員らによる銀行法違反(検査忌避)事件(警視庁)</p> <p>金融機関の取締役会長(48)らは、金融庁が銀行法第25条に基づき、21年6月から22年3月まで実施した同社に対する立入検査に際して、同庁検査官から電子メールの提出を求められた際、同社の業務内容等の実態を隠ぺいし、検査官による同社の業務及び財産の状況に関する実態把握を誤らせようとして、21年6月ころ、同社本店において、複製された電子メールアドレスのうち、被疑者送信にかかる電子メール285件を削除し、電子メール全部の複製データであるかのように装ってこれを検査官の閲覧に供して提出し、検査を忌避した。</p>
	目標	企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等の検挙を推進する。
1 - 4 企業犯罪、証券 犯罪、財政侵害犯罪等 の検挙状況(検挙事例)	検挙事例	<p>大手マンション総合管理会社役員らによる社債等をめぐる証券取引法違反並びに詐欺等事件(福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)</p> <p>不動産管理、リゾート施設運営等会社の代表取締役会長(56)らは、18年7月以降、架空法人名義の社債券を偽造・行使し、また、内閣総理大臣への届出をせずに、18年7月下旬ころ、約1万5,000世帯に社債を無届で募集し、さらに、元本保証や高利を謳い文句に満期償還できる能力もないのに、リゾートクラブ入会預託金名下に20年6月以降、64名から約1億6,000万円をだまし取った。</p> <p>-----</p> <p>事業主及び不動産業者らによる組織的な就職安定資金融資名目の詐欺事件(大分)</p> <p>団体役員(64)らは、就職安定資金融資制度を悪用して金員をだまし取ろうと企て、21年7月ころから22年1月ころにかけて、内容虚偽の離職・住居喪失証明書を作成し、公共職業安定所に提出し就職安定資金融資対象者証明書の交付を受けた上、金融機関に同証明書とともに融資申請書類等を提出するなどして融資を申込み、住宅入居初期費用等として 約2,100万円をだまし取った。</p>
	目標	企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等の検挙を推進する。

参考指標	なし
------	----

施策に関する評価結果	目標の達成状況	業績目標	<p>政治・行政をめぐる構造的不正事件の検挙状況は、社会的反響の大きい検挙事例が多く見られ、17年度から21年度までの平均値に比べ減少しているものの、贈収賄及び政治資金規正法違反の検挙件数は前年度を上回り、特に、政治資金規正法違反については過去平均0件のところ1件の検挙が見られた。</p> <p>また、22年度は参議院議員通常選挙が施行されたが、その違反取締りについては、前回比で検挙件数、検挙人員及び逮捕人員ともに大幅に増加し、特に買収や社会的弱者を対象とした投票干渉等の悪質な実質犯の検挙が大幅に増加している。</p> <p>経済的不正事件の検挙状況は、金融・不良債権関連事犯の検挙件数について、17年度から21年度までの平均値に比べて若干減少しているものの(P)、上記に列挙した事例のとおり、極めて社会的反響の大きい検挙事例が見られ、また企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等についても同様に、社会的反響の大きな事例が多く見られる。</p> <p>以上から、総合的に判断すると、政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事件の検挙については、件数に関して実績が必ずしも十分とは言い難い面も認められるものの、社会的反響の大きい事件を数多く検挙しているほか、参議院議員通常選挙において検挙件数・人員ともに大きく実績を上げるなどの状況が認められる状況にあることから、業績指標 については、目標がおおむね達成されたものと認められる。</p>
------------	---------	------	---

	業績目標	業績指標 について、目標の達成がおおむね達成したと認められることから、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」については、おおむね達成したものと認められる。 しかし、政治・行政をめぐる構造的不正事件のうち、特に贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙については、今後もその実績向上へ向けた対策を推進していく必要がある。
	目標期間終了時点の総括	今後も社会的反響の大きな事件の検挙に努めながら、贈収賄事件等を中心とした政治・行政の構造的不正事案の実績向上に向けた対策を強化する。具体的には、 各種情報の収集・分析の向上 捜査体制の見直し、整備 捜査員の育成・確保 等を引き続き推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成22年の犯罪情勢(23年5月警察庁)
---------------------------	----------------------

政策所管課	捜査第二課	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化		
施策の概要	<p>振り込め詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。</p> <p>(注)いわゆるオレオレ詐欺(電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、架空請求詐欺(郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、融資保証金詐欺(実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺)及び還付金等詐欺(税金還付等に必要の手続を装って被害者に現金自動預払機(ATM)を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺)</p>		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

業績指標	1 振り込め詐欺の発生状況(認知件数及び被害総額)	項目	基準					実績	
			19年度	20年度	21年度			22年度	
		認知件数	20,116 ¹	17,173	6,719			5,759	
		被害総額	28,703,709,418	22,469,276,660	8,642,995,211			7,594,229,166	
		(23年5月捜査第二課作成)							
	(注)被害総額に、警察官等をかたってキャッシュカード等を直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出額は含まない。								
	目標	前年度よりも減少させる。							
	2 振り込め詐欺の検挙状況(検挙件数及び検挙人員)	項目	基準					実績	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17-21年度(平均)	22年度
		検挙件数	2,677	3,051	3,022	5,397	5,430	3,915	4,119
検挙人員		740	653	423	943	778	707	691	
(23年5月捜査第二課作成)									
目標	過去5年間の平均値より増加させる。								

参考指標	1 振り込め詐欺の検挙率	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17-21年度(平均)	22年度
		検挙率	13.5	17.5	15.0	31.4	80.8	24.1	71.5
		(23年5月捜査第二課作成)							

	業績目標	業績指標 については、振り込め詐欺(恐喝)の認知件数及び被害総額いずれも減少したことから、目標を達成した。
	業績目標	業績指標 については、振り込め詐欺(恐喝)の検挙件数及び検挙人員いずれも減少しており、目標の達成が十分とは言い難い。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	業績目標	<p>業績指標 については目標を達成しているほか、業績指標 についても、目標の達成は十分とはいえないものの、認知件数が減少する中で17年度から21年度までの平均を上回る件数・人員を検挙し、引き続き高水準の検挙率を維持していることから、業績目標である「振り込め詐欺(恐喝)の捜査活動及び予防活動の強化」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、いまだ年間80億円近くの被害が発生しているほか、警察官等を騙ってキャッシュカード等を直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出額を含めると、実質的な被害総額は100億円を超えている。また、1件あたりの平均額は依然として100万円を超えており、特に首都圏を中心に、高齢女性が被害者の大部分を占めるオレオレ詐欺の発生が目立っていることから、振り込め詐欺をめぐる情勢は依然として予断を許さない状況にある。加えて、近年、未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等、振り込め詐欺と同様に匿名性・非面接性を担保して敢行される詐欺が全国的に多発していることなどから、今後は、振り込め詐欺とともに、この種事案についても警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。</p>
	目標期間終了時点の総括		<p>振り込め詐欺の撲滅に向けた対策を引き続き推進しつつ、これまでの振り込め詐欺対策で培ってきた捜査手法等のノウハウを匿名性・非面接性を担保して敢行される振り込め詐欺類似の詐欺にも活用するため、これらを振り込め詐欺と併せて「特殊詐欺」と総称し、警察庁の「振り込め詐欺対策官」を「特殊詐欺対策室」へと発展的に改組した。今後は、同室等が事務局を務める「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、必要な資機材や体制の整備、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報啓発活動の実施等被害減少のための施策を推進するとともに、戦略的な取締活動を推進することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成22年の犯罪情勢(23年5月警察庁)
---------------------------	----------------------

政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標5 科学技術を活用した捜査の更なる推進		
施策の概要	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

業績指標	1 DNA型鑑定の活用状況(鑑定事件数及び効果的事例)	項目	基準						実績
			17年	18年	19年	20年	21年	17~21年度(平均)	22年
		検挙事件数	5,751	11,819	21,189	30,074	35,402	20,847	41,192
		(23年4月犯罪鑑識官作成)							
		目標	過去5年間の増加傾向を維持する。						
	事例	<p>・ 21年11月、山形県内において発生した窃盗(空き巣)事件につき、22年2月、捜査の過程で浮上した広域窃盗常習被疑者に由来する資料を採取・鑑定したところ、そのDNA型が、本件犯行現場に遺留されていたハンカチから採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した(山形)。</p> <p>・ 22年1月、山梨県内において発生した強盗殺人事件につき、被害者の着衣及び身体から採取・鑑定した資料のDNA型が、捜査の過程で浮上した被疑者から採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した(山梨)。</p>							
	2 DNA型データベースの活用状況(活用件数及び効果的事例)	項目	基準					実績	
			18年度(注1)	19年度	20年度	21年度	18~21年度(平均)	22年度	
		犯罪現場等から得られた遺留資料のDNA型から事件の被疑者を判明させた件数(件)	97	166	305	632	300	896	
		検挙した被疑者について、そのDNA型から他の都道府県に及ぶ余罪を判明させた件数(件)及び人員(人)	142	216	427	562	337	622	
		97	149	289	409	236	453		
(23年5月犯罪鑑識官作成)									
(注1)DNA型データベースの運用を開始した17年9月から18年3月までの間の件数を含む。 (注2)上段は件数、下段は人員を示す。									
目標	過去5年間の増加傾向を維持する。								
事例	<p>・ 13年4月、埼玉県内において発生した強姦致傷事件につき、22年9月、当該未解決重要事件の再捜査において、DNA型鑑定が可能な遺留資料を精査し、これを実施の上、被疑者資料に係るDNA型データベースに照会したところ、DNA型の一致により被疑者が判明。所要の捜査を経て、公訴時効1か月前に同人を逮捕した(埼玉)。</p> <p>・ 22年10月、福岡県内における住居侵入・強制わいせつ事件で逮捕した被疑者につき、余罪を犯しているおそれがあると認められたことから、同人のDNA型鑑定を実施し、遺留資料に係るDNA型データベースに照会したところ、DNA型の一致により、13年1月、大分県内において発生した強姦致傷事件の余罪が判明。所要の捜査を経て同人を再逮捕した(福岡・大分)。</p>								
業績指標		項目	基準					実績	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度(平均)	22年度
		画像処理装置	36,111	36,662	30,469	35,492	35,134	34,774	31,842
		簡易画像処理装置	5,691	17,315	25,054	20,300	16,524	16,977	10,172
		計	41,802	53,977	55,523	55,792	51,658	51,751	42,014

3 画像処理装置の活用状況(画像処理件数及び効果的事例)	(23年5月犯罪鑑識官作成)						
	目標	過去5年間の増加傾向を維持する。					
	事例	<p>・ 22年3月、福井県内の質屋において発生した強盗事件につき、現場付近の道路沿いに設置されている数箇所の防犯カメラに逃走車両が撮影されていたことから、画像処理装置を活用して当該画像を鮮明化し、車種、車名、型式等の特徴を特定。これを端緒として被疑者2名を割り出し、所要の捜査を経て同人らを逮捕した(福井)。</p> <p>-----</p> <p>・ 22年12月、広島県内のコンビニエンスストアにおいて発生した強盗事件につき、画像処理装置を活用して、店内に設置されている4台の防犯カメラに撮影されていた犯行状況等の画像を鮮明化したことにより、被疑者の人着及び素手による犯行が判明。これを端緒として被疑者を割り出し、所要の捜査を経て同人を逮捕した(広島)。</p>					
	項目	基準					実績
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度
検挙事件数	11,601	15,803	18,045	18,959	21,143	17,110	20,850
(23年5月情報技術解析課作成)							
4 情報技術解析の活用状況(技術支援件数及び効果的事例)	目標	過去5年間の増加傾向を維持する。					
	事例	<p>・ 22年8月、海上にヘリコプターが墜落した業務上過失致死事件につき、搭載されていたフライトレコーダーの内蔵HDD(ハードディスクドライブ)の解析を実施。海に水没していたため、HDD内部には海水の塩分が析出している状態であったが、解析用資機材と蓄積されたノウハウを駆使してデータの抽出に成功し、墜落直前までの飛行軌跡等の解明に貢献した</p> <p>-----</p> <p>・ 23年3月、金融商品取引法違反事件につき、ネットワークを介して接続された4台のHDDの解析を実施。当該HDDは相互に補完し合う機能を持ち、かつ、動作不良のものも含まれたため、解析が非常に困難であったが、解析用資機材と蓄積されたノウハウを駆使してデータの抽出に成功し、事件検挙に貢献した。</p>					
	項目						

参考指標	なし
------	----

施策に関する評価結果	業績指標	過去5年間の鑑定事件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。
	業績指標	過去5年間の活用件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。
	業績指標	21年の件数を上回ることができなかったが、全国に整備されている画像処理装置(画像の鮮明化等高度な画像処理を可能とする装置)の活用件数にあっては、過去5年間同様、年間3万件以上の水準を維持しており、また、その効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。
	業績指標	技術支援件数について最近の増加傾向を維持するとともに、情報技術解析の効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。
	業績目標	業績指標、及びについては目標を達成し、業績目標についても目標をおおむね達成したことから、業績目標としての「科学技術を活用した捜査の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。
目標期間終了時点の総括		今後も、犯罪捜査において重要な客観性の高い科学的証拠を収集・確保するため、DNA型鑑定等の基盤整備に努めるとともに、その適正運用・積極的活用を更に推進していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	捜査官(22年11月広報誌)
---------------------------	----------------

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（業績目標）

(警察庁22-2-)

施策名	業績目標6 被疑者取調べの適正化の更なる推進		
施策の概要	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。		
達成すべき目標	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	基本目標2の評価書の記載を参照		

測定指標	1 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(以下「適正化規則」という。)に定める監督対象行為の発生件数	項目	基準					実績	
		発生件数	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度
									29
		(23年5月総務課作成)							
	目標	減少させる。							
	2 取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備状況	項目	基準			実績			
			20年度	21年度	17～21年度(平均)	22年度			
		全国の取調べ室数	11,917	12,048		12,101			
		透視鏡設置済み取調べ室数	5,648	11,225		12,093			
		透視鏡整備率	47.4	93.2		99.9			
(23年5月刑事企画課作成)									
目標	透視鏡の整備率を100%にする。								
3 捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況(実施件数及び事例)	目標	研修を的確に実施する。							
	実施状況	警察大学校において、22年9月、各都道府県警察における被疑者取調べの適正化の指導的立場にある警部を対象に必要な知識、技能等を修得させるため、取調べ専科を実施し、取調べの在り方が問われた事例、被疑者取調べ監督制度に関する講義等を実施した。また、全ての管区警察学校において、指導的立場にある警部補又は巡查部長を対象に、新たに設置した取調べ専科を実施した。さらに、全ての都道府県警察において、当該研修結果を踏まえ、被疑者取調べの適正化を図るため、学校教養、巡回教養等各種研修の機会を活用して、捜査員に対し講義等を実施した。							

参考指標	なし
------	----

目標の達成状況	業績指標	業績指標 については、監督対象行為の発生件数について1件増加したことから、達成が十分とは言い難い。
	業績指標	業績指標 については、透視鏡の設置が必要な既存の取調べ室について整備がなされたことから、目標を達成した。
	業績指標	業績指標 については、被疑者取調べの適正化を図るようあらゆる機会を通じた研修を実施したことから、目標を達成した。

施策に関する評価結果	業績目標	業績指標 については達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「被疑者取調べの適正化の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。
	目標期間終了時点の総括	被疑者取調べの適正化の更なる推進はおおむね達成されたと認められるものの、22年度においても、依然として監督対象行為や国民の信頼を著しく失墜させる被疑者取調べの不適正事案が発生していることから、捜査部門が取調べの適正化に関する業務指導や教養を実施するとともに、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分に果たし、引き続き、被疑者取調べの適正化に向けた取組を推進する。 具体的には、引き続き、警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、取調べ室の机の固定化及び遮蔽板の整備、取調べ専科等の研修の実施等を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	22年4月から23年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

〔政策評価の目標(基本目標・業績目標)と行政事業レビューの項目の整理表〕

警察庁(23-2関係)

政策評価の目標(基本目標・業績目標) (平成23年度)	行政事業レビューの項目 (平成22年度事業)	シート番号
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	(1) 犯罪捜査の在り方に関する調査研究	13
業績目標1 重要犯罪に係る捜査の強化	(2) 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究	14
業績目標2 重要窃盗犯に係る捜査の強化	(3) 参議院議員通常選挙違反取締り	15
業績目標3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	(4) 犯罪鑑識官による鑑定	16
業績目標4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	(5) 指名手配被疑者ポスターの作成等	17
業績目標5 科学技術を活用した捜査の更なる推進	(6) 電子計算機運営	45
業績目標6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	(7) 申請届出システム	46
	(8) 警察基幹通信網の再編整備	47
	(9) 地域警察デジタル無線システムの整備等	48
	(10) 警察通信維持費	49
	(11) 警察電話専用料	50
	(12) 警察本部等の移転に伴う通信機器の整備等	51
	(13) 自動車ナンバー自動読取装置の整備	52
	(14) 通信指令施設の更新整備	53
	(15) 警察通信	54
	(16) 科学警察研究所	55
	(17) 警察教養	57
	(18) 警備装備品の整備	58
	(19) 捜査装備品の整備	59
	(20) 銃器の装備等	60
	(21) 警察用車両の整備	61
	(22) 警察用航空機の整備	62
	(23) 警察用船舶の整備	63
	(24) 司法解剖等の実施	64
	(25) DNA型鑑定の実施	65
	(26) 鑑識に必要な物品購入等	66
	(27) 活動経費	67
	(28) 都道府県警察費補助金	70
	(29) 警察署等都道府県警察施設の整備	71

行政事業レビューの項目と政策評価の基本目標との対応表

事業 シート 番号	行政事業レビュー(平成22年度事業) 項目	政策評価(平成23年度)						
		基本目標						
		1 市民生活の 安全と平穩 の確保	2 犯罪捜査の 的確な推進	3 組織犯罪対 策の強化	4 安全かつ快 適な交通の 確保	5 国の公安の 維持	6 犯罪被害者 等の支援の 充実	7 情報セキュ リティの確 保
1	警察白書							
2	都道府県警察官募集広告の掲載							
3	国際刑事警察会議分担金							
4	国際協力に必要な経費							
5	街頭防犯カメラシステムモデル事業							
6	子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業							
7	海外における児童ポルノのブロッキングの現状に関する調査研							
8	子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業							
9	電車内における痴漢防止対策の推進							
10	防犯ボランティア支援事業の推進							
11	児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進							
12	犯罪情勢分析手法の高度化に向けた調査研究等							
13	犯罪捜査の在り方に関する調査研究							
14	犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調 査研究							
15	参議院議員通常選挙違反取締り							
16	犯罪鑑識官による鑑定							
17	指名手配被疑者ポスターの作成等							
18	組織犯罪対策							
19	事故関連データの電子化による統合利用システムの維持等							
20	高齢者の安全なモビリティ確保の在り方及び高齢者の交通モー ドに応じた新たな交通安全施策の方向性に関する調査研究							
21	幼児・児童の自転車用ヘルメット着用等状況調査							
22	プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化							
23	プロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業							
24	交通安全施設等整備事業効果測定							
25	聴覚障害者の安全運転のための実車による実験等調査研究							
26	次世代安全運転支援システムパイロット事業							
27	ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業							
28	高齢歩行者・高齢自転車乗用者対策の充実のための調査							
29	飲酒運転対策の充実を図るための調査研究							
30	講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のた めの実験調査研究							
31	生活道路におけるゾーン対策に関する調査研究							
32	広報啓発等							
33	国民保護法特殊標章の整備							
34	焦点							
35	ラヂオプレスニュース速報受信							
36	国際テロ対策データベースシステム							
37	国際テロ捜査情報分析支援装置維持費							
38	情報収集・分析機能の強化等							
39	皇宮警察本部							
40	犯罪被害給付金等							
41	犯罪被害者支援経費							
42	インターネット・ホットライン業務							
43	サイバーパトロール業務							
44	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調 査等							
45	電子計算機運営							
46	申請届出システム							
47	警察基幹通信網の再編整備							
48	地域警察デジタル無線システムの整備等							
49	警察通信維持費							
50	警察電話専用料							
51	警察本部等の移転に伴う通信機器の整備等							
52	自動車ナンバー自動読取装置の整備							
53	通信指令施設の更新整備							
54	通信教養							
55	科学警察研究所							
56	機動隊等警察施設の整備							
57	警察教養							
58	警備装備品の整備							
59	捜査装備品の整備							
60	銃器の整備等							
61	警察用車両の整備							
62	警察用航空機の整備							
63	警察用船舶の整備							
64	司法解剖等の実施							
65	DNA型鑑定の実施							
66	鑑識に必要な物品購入等							
67	活動経費							
68	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)							
69	千葉県警察成田国際空港警備隊費							
70	都道府県警察費補助金							
71	警察署等都道府県警察施設の整備							

国の機関に要する経費

都道府県警察に要する経費

国庫補助金